

**Q1**  
マネー・ローンダリングやテロ資金供与って何？ これらの対策はなぜ重要なもの？



**A** 経済が著しくグローバル化した現代には、密輸・密売などの組織犯罪やテロ行為等の「招かれざる事象」が、世界中に拡散し続けている実態も認められます。

組織犯罪やテロ行為などの非法活動も、活動資金なしには行えません。このため、犯罪集団・組織やテロリスト集団・組織（以下、テロ集団等）は、麻薬売買・贈収賄・脱税等による非法取引や犯罪行為などで得た資金を蓄財し、架空名義もしくは他者名義の口座を経由して回金（資金を移動すること）させます。

口座を介した手法以外にも、株式・債券等の購入やカジノなどのほか、大口の寄付を行う手口などもみられます。さらに最近では、

仮想通貨や電子マネー、インターネット・オークション等も利用されています。

テロ集団等があえて複雑な回金を行う目的は、不正な行為によって得た資金（汚れた資金）をあたかも正当な手段で得た資金のように見せかけることにあります。資金の移動を繰り返すことで、資金の出所や受益者を特定しにくくしているのです。こうした行為を「マネー・ローンダリング」（資金洗浄）と呼びます。

破壊・虐殺等を含むテロ行為は、いまなお世界各国で断続的にみられます。銃器・刀剣・爆薬等の武器が用いられているほか、手口も自爆やハイジャックなど多岐にわたります。こうしたテロ行為の実行を目的に、活動資金をテロ

リストに供与する行為を「テロ資金供与」と呼びます。

**テロが活発化する負の連鎖もみられる**

マネー・ローンダリングやテロ資金供与は、世界各国の法律によって禁じられていますが、テロ集団等はルールの整備や取締りに十分さを残す国や金融機関を捕捉し、着実にそこを突いてきます。

IOTが著しく伸展した昨今では、国や地域を跨いで資金を動かすことも、かつてに比べ非常に簡単になりました。

それゆえに、組織犯罪やテロ行為等も増殖しています。合法的な経済活動にもテロ集団等が介入して不正に資金を収奪し、それによってテロが活発化する負の連鎖も

**Q2**  
FATFって何？ どんなことを行っている機関で日本はどう関わっているの？



**A** FATFとは、Financial Action Task Force on Money Laundering の略称で、「金融活動作業部会」と訳される政府間会合（多国間で重要事項を協議するための国際的組織）です。

マネー・ローンダリングに対する国際的な対策と協力を推進する

**図表1 FATFの参加国・地域等**

分類	内訳
国・地域	アルゼンチン・オーストラリア・オーストラリア・ベルギー・ブラジル・カナダ・中国・デンマーク・フィンランド・フランス・ドイツ・ギリシャ・香港・アイスランド・インド・アイルランド・イタリア・日本・ルクセンブルク・マレーシア・メキシコ・オランダ・ニュージーランド・ノルウェー・ポルトガル・ロシア・シンガポール・南アフリカ・韓国・スペイン・スウェーデン・スイス・トルコ・英国・米国
地域機関	EC（欧州委員会）・GCC（湾岸協力理事会）

**図表2 FATF 勧告の変遷**

公表時期	FATFの動き【概要】
1990年	「40の勧告」を策定・提言【刑事法制・金融規制など】
1996年	「40の勧告」を改訂【疑わしい取引の届出など】
2001年	「8の特別勧告」を策定・提言【テロ資金規制など】
2003年	「40の勧告」を再改訂【マネー・ローンダリング技術の巧妙化への対応など】
2004年	「（「8の特別勧告」への追加により）9の特別勧告」に改訂【現金運搬人（Cash Courier）を追加】
2012年	「（新）40の勧告」を策定・提言【旧40の勧告と9の特別勧告を統合】

ため、1989年にフランスのパリで開催されたアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立され、2017年11月時点で、G7（Group of 7）の全構成国を含む図表1の国・地域等が加盟しています。わが国は、FATFに設立当初

から加盟しています。また、98年から、約1年にわたって議長国も務めています。

**マネロン対策の国際基準をFATFが策定**

FATFの活動目的は、各国・地域等におけるマネー・ローンダリング対策（AML/Anti-Money Laundering）の充実・底上げを図ることです。主な活動内容は、以下の①～④が挙げられます。

- ①マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定・見直し
- ②FATF参加国・地域相互間におけるFATF勧告遵守状況の確認（相互審査）

みられます。そうならば、治安も悪化し、経済活動も停滞を余儀なくされます。

裏返せば、国際的な協調によって各種の対策の実効性を高めることが、犯罪・テロ抑止に直結します。「汚れた資金」の回金ルート

の解明は、テロ集団等の特定・摘発につながりますし、すぐに資産の凍結がなされれば、わざわざ危険を冒して回金するメリットはなくなるため、活動も停滞します。

したがって、金融機関の行職員としても強い意識を持って、マネー・ローンダリング対策やテロ資金供与対策の充実に向き合うことが重要なのです。

**POINT**

- マネー・ローンダリングとは、不正な資金の出所等を特定しにくくする行為
- 金融機関の行職員としても、強い意識を持って対策に臨むことが重要

- ③FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の推奨
  - ④マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口・傾向についての分析
- このうち①については、これまでに図表2のような勧告が公表されています。

また、②については、加盟各国・地域等に対し、その他の国・地域等により構成される審査団を派遣する形で審査対象国のマネー・ローンダリング対策等の実態を審査しています。わが国にも、これまで93年・97年・08年の3回にわたり相互審査が実施されています。

**POINT**

- マネー・ローンダリングに対する国際的な対策と協力を推進するために設立された機関
- 審査団を派遣する形で対象国のマネー・ローンダリング対策実態等への審査を実施